

令和4年8月24日

保護者各位 様

那覇市教育委員会  
教育長 山城 良嗣  
(公印省略)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合  
の対応一部改正について（通知一部追記）

平素より、学校における感染症対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

みだしのことについて、本県における新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、依然として高い状況が続いており、引き続き感染拡大防止対策が必要となります。

児童生徒等の感染拡大を防ぎ、学びの保障を継続していくために、保護者の皆様におかれましては、下記の通り、引き続きご家庭での感染症対策を徹底していただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

【感染者との接触があった場合】 ※ハイリスク行動は控える(最終接触の翌日から7日間)

○ハイリスク行動とは

- ※1 高齢者や基礎疾患を有するなど感染した場合に重症化のリスクが高い方との接触
- ※2 上記※1の方が多く入所・入院する高齢者・障がい児者施設や医療機関（受診目的は除く）の訪問
- ※3 不特定多数の者が集まる飲食・大規模イベントの参加

1. 同居家族に感染者が発生した者(家庭内で感染者と接触)の対応について

→ 保健所による濃厚接触者の特定・行動制限を実施する。

※原則として、同居家族は保健所より、濃厚接触者と特定される。

(1) 有症状

- ① 登校・出勤の自粛、医療機関を受診・検査 (県コールセンター:866-2129、発熱外来)

(2) 無症状

① 濃厚接触者(行政検査・接触者PCR検査センター等受検)

- ・原則、当該感染者の発症日(当該感染者が無症状の場合は検査日)又は当該感染者の発症等により、住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間は出席停止(在宅勤務等)。6日目より解除。
- ・必要に応じて、最終接触から2・3日目の抗原検査キットで2日間とも陰性。3日目から登校・出勤可能。※抗原検査キットは、薬事承認(医療用)を使用する。  
【児童生徒】抗原検査キットは家庭で準備 ※必要に応じて別紙4を活用  
【教職員等】学校用抗原検査キット使用

② その他の接触者(接触者PCR検査センター等受検)

- ・検査結果判明後、登校・出勤可能。